



Go! 豪! オーストラリア Vol.13

販売用資料



オーストラリアのワイン産業

今回は、日本でも人気があるオーストラリアのワインについてお伝えいたします。

オーストラリアのワインの歴史は移民の歴史とも重なります。ヨーロッパからの移民たちがオーストラリアに葡萄の木とともに、葡萄の栽培技術とワインの醸造技術を持ち込み、ヨーロッパの伝統的な手法を踏襲してワインを製造し始めました。そして、現在では、約60地区で多種多様な葡萄が育てられています。

このオーストラリアのワイン産業は、伝統と革新というキーワードで表すことができます。

伝統という側面では、多種多様なオーストラリアワインの中に、世界で最も古いブドウ品種を使ったワインがあることが挙げられます。これは、オーストラリアがカルフォルニアやヨーロッパほど害虫の被害を受けなかったため、今日まで同じ自根から成長しているブドウ品種が残っているためです。

革新という点では、広大なオーストラリアの大地のどこの土地がどの葡萄品種と相性がいいのか研究がなされ、日々、より良い味を求めて改良が行われている点、いくつかの産地をまたいで葡萄をブレンドしたワインが開発されてきている点、世界に先駆けて自動ブドウ摘み機を取り入れた点など、が挙げられます。

産業という点では、現在のオーストラリアのワイン産業は、政府の後押しもあり、世界的にも誇れる規模となっています。具体的には、ワインの生産量で世界6位、輸出量では、生産量の約半分を輸出し世界第4位と、ワインの生産・輸出大国となっています。

2005年 世界のワイン生産・輸出・消費に関するデータ

国名	ワイン生産 (百万リットル)	世界シェア(%)	ワイン輸出量 (百万リットル)	対生産比(%)	ワイン消費量 (百万リットル)	一人当たり ワイン消費量 (リットル)
イタリア	5,402.1	19.1	1,572.1	29.1	2,701.6	46.5
フランス	5,210.5	18.5	1,407.7	27.0	3,353.0	55.4
スペイン	3,615.8	12.8	1,443.9	39.9	1,368.6	31.8
米国	2,288.8	8.1	345.9	15.1	2,511.0	8.4
アルゼンチン	1,522.2	5.4	214.8	14.1	1,097.2	28.3
オーストラリア	1,430.1	5.1	701.9	49.1	452.3	22.4
中国	1,200.0	4.3	4.9	0.4	1,350.0	1.0
ドイツ	915.3	3.2	297.0	32.4	1,984.8	24.0
ロシア	503.5	1.8	1.4	0.3	1,050.0	7.3
その他	6,139.3	21.7	1,984.2	32.3	7,898.9	na
世界	28,227.6	100.0	7,973.8	28.2	23,767.4	na

出所：オーストラリア政府統計局

輸出については、豪ドル高の影響もあり、2007 - 2008年の輸出量が対前年比でマイナス9.2%、輸出額が対前年比でマイナス6.9%と落ち込みましたが、昨年後半以降の急激な豪ドル安もあり、今後の回復が期待されます。



最終ページの「当資料のお取扱いにおけるご注意」をご一読ください。



Go! 豪! オーストラリア Vol.13

販売用資料



ファンドの特色

1. 主として、インベスコ オーストラリア株式 マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券*1への投資を通じて、オーストラリアの金融商品取引所に上場されている株式*2に分散投資を行い、投資信託財産の成長を図ることを目標とします。
2. マザーファンドの運用*3に当たっては、クオンツ・モデルを活用して個別銘柄選択およびポートフォリオ構築を行い、S&P/ASX300(除く上場不動産投資信託)指数*4(円換算ベース)をベンチマークとします。
3. 年4回の毎決算時(原則として、2・5・8・11月の各20日*)に、配当等収益を中心に、分配を行うことを基本とします。年2回(2月および8月)の決算時には、売買益(評価益を含みます。)等から、分配を行う場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。また、上記に関らず、2008年8月20日には分配金をお支払いしません。
* 休業日の場合は、翌営業日に決算を行います。
4. 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

*1 ファミリー・ファンド方式で運用を行います。

*2 上場予定の株式を含みます。また、上場不動産投資信託を除きます。

*3 インベスコ・オーストラリア・リミテッド(メルボルン)にマザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。

*4 S&P/ASX300(除く上場不動産投資信託)指数は、S&Pが独占的所有権を有しています。委託会社はS&Pと本指数の算出・保守に関する契約を結んでいます。S&Pは本指数の算出に関する誤謬および欠落についていかなる責任も負いません。

お客さまにご負担いただく費用

**投資信託は、ご購入・ご換金時に直接的にご負担いただく費用と
投資信託財産から間接的にご負担いただく費用の合計額がかかります。**

< 直接ご負担いただく費用 >

申込手数料 お申込口数、お申込金額、またはお申込代金などに応じて、買付申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%(税抜3.0%)を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

解約手数料 ありません。

信託財産留保額 解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.20%の率を乗じて得た額とします。

< 保有期間中に間接的にご負担いただく費用 >

信託報酬 投資信託財産の純資産総額に対して年1.659%(税抜1.58%)がかかります。

その他の手数料等 ・信託事務の諸経費として、有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用などは、投資信託財産中から実費を支払うものとします。これらの費用は取引量などによって変動するため、事前に具体的な料率、金額または計算方法は記載できません。

・監査費用および諸費用(目論見書・運用報告書の作成、印刷、交付に係る費用など)については、投資信託財産の純資産総額の年0.105%(税抜年0.10%)を上限として投資信託財産中から支払うものとします。

当該手数料等の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。
詳しくは、投資信託説明書(目論見書)をご覧ください。

最終ページの「当資料のお取扱いにおけるご注意」をご一読ください。



Go! 豪! オーストラリア

Vol.13

販売用資料



投資リスク

当ファンドは、外国の株式など値動きのある有価証券に投資しますので、組入れた株式などの値下がりやそれらの発行者の信用状況の悪化、為替レートの変動の影響などにより、基準価額が下落し損失を被る場合があります。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。取得のお申込みの際は、投資信託説明書(目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、必ず内容をご確認いただき、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえ、ご自身でご判断ください。

その他、詳しいリスクの説明は、「投資信託説明書(目論見書)」にてご確認くださいませ。

ファンドの関係法人

- 委託会社** インベスコ投信投資顧問株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第306号
加入協会: 社団法人 投資信託協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会
投資信託財産の運用業務などを行います。
- 受託会社** 中央三井アセット信託銀行株式会社(再信託受託会社: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
投資信託財産の保管、管理、計算などの管理業務を行います。
- 投資顧問会社** インベスコ・オーストラリア・リミテッド(メルボルン)
当ファンドの実質的運用の指図(投資判断・発注など)を行います。
- 販売会社** 受益権の募集・販売の取扱い、投資信託説明書(目論見書)の交付、運用報告書の交付代行、信託契約の解約に関する事務、分配金の再投資*ならびに分配金・償還金・解約金の支払いに関する事務などを行います。 * 分配金受取りコースのみを取り扱う販売会社は、当該業務を行いません。

2009年3月末現在

投資信託説明書(目論見書)のご請求・お申込み先

商号(50音順)	登録番号		加入協会		
イーバンク銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第609号	日本証券業協会	(社)金融先物取引業協会	-
岩井証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第3号	日本証券業協会	(社)金融先物取引業協会	-
SBI証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	日本証券業協会	(社)金融先物取引業協会	-
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・ バンキング・グループ・リミテッド(銀行)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第622号	日本証券業協会	-	-
オリックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第55号	日本証券業協会	(社)金融先物取引業協会	-
オリックス信託銀行株式会社*	登録金融機関	関東財務局長(登金)第11号	日本証券業協会	-	-
トヨタファイナンシャルサービス証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第16号	日本証券業協会	-	-
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	日本証券業協会	(社)金融先物取引業協会	-
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第5号	日本証券業協会	(社)金融先物取引業協会	-
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	日本証券業協会	-	-
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	日本証券業協会	(社)金融先物取引業協会	-
豊証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第21号	日本証券業協会	(社)金融先物取引業協会	-
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	日本証券業協会	(社)金融先物取引業協会	-

*オリックス信託銀行は、ファンドの新規買付を3月31日から停止しています。

< ファンドに関する照会先 >

インベスコ投信投資顧問株式会社 お問い合わせダイヤル 電話番号 03-6402-2700
【受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで(半日営業日は午前9時から正午まで。)です】
ホームページ: <http://www.invesco.co.jp/>

お申込みの際は、必ず「投資信託説明書(目論見書)」をご覧ください。

「当資料のお取扱いにおけるご注意」

当資料はインベスコ投信投資顧問株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当資料は信頼できる公開情報に基づいて作成されたものですが、その情報の確実性あるいは完結性を表明するものではありません。また、過去の運用実績は、将来の運用成果を保証するものではありません。当資料で詳述した分析は、一定の仮定に基づくものであり、その結果の確実性を表明するものではありません。分析の際の仮定は変更されることもあり、それに伴い当初の分析の結果と差異が生じる場合があります。当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見などは特に記載がない限り当資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。当ファンドの買付のお申込みの場合には、投資信託説明書(目論見書)を販売会社であらかじめまたは同時にお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は投資者保護基金には加入していません。当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。当ファンドは、株式など値動きのある証券等(外貨建資産には、為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。これらの運用による損益は全て受益者の皆様に帰属します。